

令和4年度 第1回 環境審議会

日 時 令和4年 11月 11日(金) 16時00分から17時40分

場 所 石狩市役所5階 第一委員会室

議 題 1)(仮称)北海道厚田風力発電事業計画段階環境配慮書について
(東急不動産株式会社)

2)石狩市公害防止条例施行規則の改正について(諮問)

出席者(敬称略)

環境審議会委員

会 長	松島	肇	副会長	芥川	智子
委 員	黄	仁姫	委 員	川路	則友
委 員	加藤	光治	委 員	牧野	勉
委 員	長原	徳治	委 員	石岡	真子
委 員	沖田	郁子			

事務局

環境市民部長	松儀	倫也	環境課長	時崎	宗男
環境政策担当主査	加藤	友紀	環境政策担当主任	角井	貴博

説明員

企画経済部次長	佐々木	一真	環境保全担当主査	工藤	隆之
---------	-----	----	----------	----	----

関係説明員

東急不動産株式会社

グループリーダー	小島	隆司	豊永	大貴
----------	----	----	----	----

一般社団法人日本気象協会

専任主任技師	東	一樹	次席コンサルタント	鎌田	忍
	小林	朋樹			

傍聴者数 6名

【事務局 時崎課長】

それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、皆様何かとご多忙のところ、令和4年度第1回目となります、石狩市環境審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は事務局の環境課長、時崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、本日の審議会の開会に先立ちまして、本年4月の人事異動により、担当職員の異動がありましたことから、異動がなかった職員も含めて、環境市民部長よりご紹介させていただきます。

【事務局 松儀部長】

私、環境市民部長の松儀と申します。昨年度に引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、当審議会の事務局を紹介いたします。まず、環境課長の時崎です。

【事務局 時崎課長】

時崎です。改めまして、よろしくお願いいたします。

【事務局 松儀部長】

環境政策担当主査の加藤です。

【事務局 加藤主査】

加藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局 松儀部長】

同じく主任の角井でございます。

【事務局 角井主任】

角井です。よろしくお願いいたします。

【事務局 松儀部長】

次に、本日の案件の担当でございますが、環境保全担当主査の工藤です。

【説明員 工藤主査】

工藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局 松儀部長】

以上です。よろしくお願いいたします。

【事務局 時崎課長】

続きまして、本日ご欠席の委員の報告をいたします。本日は、荒閑委員、丹野委員、氏家委員の3名の委員から欠席の連絡をいただいております。当審議会委員総数12名に対して9名の出席となりましたので、過半数に達しておりますことから、石狩市環境審議会規則第4条第3項の規定によりまして、当審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日配付しております、資料の確認をさせていただきます。

先に送付しておりますが、本日の議題のうち、審議案件であります環境影響評価図書（配慮書）1冊、諮問案件であります「石狩市公害防止条例施行規則の改正」についての資料、加えて、机上に配付しております、「議事次第」、「座席表」、「石狩市環境審議会委員名簿」、「資料1 再エネの地産地活・脱炭素で地域をリデザイン」、「資料2 令和4年度再エネ海域利用法に基づく有望な区域等の整理結果等について」、以上となっております。

資料に不足などございましたらお申し出いただきたく存じます。よろしいですか。

それでは、本日は議事次第のとおり、「（仮称）北海道厚田風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、事業者よりご説明いただきますので、関係説明員の方をご紹介いたします。

東急不動産株式会社 グループリーダー 小島 隆司様。

【東急不動産株式会社 小島氏】

小島です。よろしく申し上げます。

【事務局 時崎課長】

同じく東急不動産株式会社 豊永 大貴様。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

よろしく申し上げます。

【事務局 時崎課長】

続きまして、一般財団法人日本気象協会 専任主任技師 東 一樹様。

【一般社団法人日本気象協会 東氏】

東です。よろしく申し上げます。

【事務局 時崎課長】

同じく、一般財団法人日本気象協会 次席コンサルタント 鎌田 忍様。

【一般社団法人日本気象協会 鎌田氏】

よろしくお願いします。

【事務局 時崎課長】

同じく、一般財団法人日本気象協会 小林 朋樹様。

【一般社団法人日本気象協会 小林氏】

よろしくお願いします。

【事務局 時崎課長】

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

事業者様からの説明はおよそ 20 分間、その後、委員の皆様からの質疑応答に入らせていただきます。

ここで、1 点、皆様にお願いがございます。会議録作成にあたりまして、発言の際はマイクに向かってお話ししていただきますようお願いいたします。また、マイクのスイッチにつきましては、事務局の方で操作いたしますので、特にスイッチを押すなどの操作は必要ございません。どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、ここから先の議事につきましては、松島会長をお願いいたします。

【松島会長】

皆様こんにちは。もう 11 月に入りましたので、今年もあと 2 か月ですが、何かとお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。それでは、第 1 回環境審議会を始めていきたいと思えます。議題 1「(仮称)北海道厚田風力発電事業計画段階環境配慮書について」先ほど事務局からご紹介いただきました東急不動産株式会社様より、ご説明をお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

では、配慮書の資料に沿いまして、一般社団法人日本気象協会の小林の方からご説明させていただきます。

【一般社団法人日本気象協会 小林氏】

私の方からご説明させていただきます。

まず配慮書ではなくて縦覧状況について説明させていただければと思えます。現在本件について縦覧期間中でして、令和 4 年 10 月 18 日から令和 4 年 11 月 17 日まで縦覧を実施しています。縦覧場所に関しましては、「石狩振興局 保健環境部 環境生活課」、「石狩市役所 環境課」、「厚田支所 市民福祉課」、「浜益支所 市民福祉課」、「石狩市民図書館」、「当別

市役所 環境生活課」の6か所で縦覧を実施しています。

続きまして、配慮書に沿って事業の概要と環境アセスの内容について説明させていただければと思います。

まず、配慮書の3ページをご覧ください。こちらの内容に沿って、まず事業内容の説明をさせていただきます。事業の名称としましては、(仮称)北海道厚田風力発電事業。発電所の出力は最大91,500kW。単機出力については、4,300から6,100kW。風力発電機の基数は最大15基としております。

事業実施想定区域の位置につきましては、北海道石狩市厚田区。面積につきましては約751.0ha。環境影響を受ける範囲と想定される地域は石狩市、当別町とさせていただいております。

続きまして、4ページです。4、5、6、7、8ページの方に具体的な事業実施想定区域の位置を示しておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、9ページです。こちらに事業実施想定区域の検討フローを記載しました。具体的には「風況条件」、「社会インフラ整備状況」、「法令等の制約を受ける場所」、「住宅等の分布状況」、そういったものを確認しながら、事業実施想定区域を設定したという形となっております。

続きまして、23ページです。こちらに「石狩市風力発電ゾーニングエリア」と事業実施想定区域を重ね合わせた図を記載させていただきました。ご覧になってわかるとおり、事業実施想定区域は環境保全エリアに設定されていますが、こちらが環境保全エリアに設定されている要因は大きく3つあると考えておまして、まず住宅からの距離が800m以内であるという点、鳥類の主要な生息環境が存在するという点、農用地区域が存在するという点と考えております。

住宅に関しましては現状、事業実施想定区域からの距離を最短で0.4kmとして示しておりますが、方法書以降、風力発電機の配置を示させていただく際には、800m以上の離隔を確保できる見込みとなっております。

鳥類の主要な生息環境に関しましては、環境保全エリアに指定されているということを十分認識しながら、今後、詳細な調査をして実態を把握していきたいと考えています。

農用地区域に関しましては、最新の情報をヒアリング等で確認しながら、適切に対応していきたいと考えております。

続きまして、風力発電機の概要について、32ページに記載しております。「表2.2-4 風力発電の概要」をご覧ください。

定格出力につきましては4,300から6,100kW。ブレード枚数は3枚。また、あくまで想定になりますがローター直径最大158m、ハブ高さが最大114m、最大高さ183mとさせていただいております。

続きまして、188ページをお開きください。こちらで「計画段階配慮事項の選定」について説明させていただきます。今回配慮書段階で選定させていただいた項目としましては、施

設の稼働に伴う「騒音」、「超低周波音」、「重要な地形及び地質」、「風車の影」、「重要な種及び注目すべき生息地」、地形可変及び施設の有存在として植物の「重要な種及び重要な群落」、それから生態系の「地域を特徴づける生態系」、景観の「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観」、これらの項目について配慮書で選定しております。

工事の実施に関する項目については、現段階では工事の熟度が低いため、方法書以降の段階で選定させていただきます。

ここから各項目の文献等で把握できた調査結果について、簡単に説明します。

まず「騒音」、「超低周波音」、「風車の影」に関してですが、196 ページの方に住宅等の配置を示しています。先ほども説明させていただきましたとおり、現状、事業実施想定区域からの距離として0.4kmと示していますが、方法書以降、風力発電機の配置を示させていただく予定ですので、これ以上の離隔を確保できる見込みとなっております。

続きまして、動物についてご説明させていただきます。200 ページをご覧ください。文献等で確認された動物の重要種に関しましては、哺乳類 10 種、鳥類 75 種、爬虫類 1 種、両生類 2 種、昆虫類 78 種、淡水魚類 16 種、底生動物 3 種となっております。少し前のページに戻りますが、73 ページにイーダス (EADAS) で確認したセンシティブティマップを示しております。現状、注意喚起メッシュは事業実施想定区域に存在しないという形となっております。

続きまして、77 ページから 79 ページに渡り経路を示しております。現状は文献からの情報ですが、事業実施想定区域及びその周囲においては、ノスリの渡り経路が確認されています。一方でサシバやハチクマの渡り経路は確認されておりません。

続きまして、植物について説明させていただきます。227 ページをご覧ください。「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック 2001」で重要な種を確認しました。結果 35 科 52 種の重要種が確認されました。

続きまして生態系に関して、235 ページをご覧ください。こちらの図面の中で「保安林」と「植生自然度」を示させていただいております。一部、左側の青斜線で示した事業実施想定区域(風力発電機の設置対象外)の道路拡幅の可能性のある箇所に関して、植生自然度 9 がかかる形となっておりますので、この点には留意しながら手続きを進めていくという形となります。

続きまして、景観について説明させていただきます。246 ページをご覧ください。紫色で示している部分が「可視領域」となります。この中で主要な眺望点として示させていただいた 13 地点を選定させていただきました。

以上で配慮書の内容の説明は終わります。ありがとうございます。

【松島会長】

ありがとうございました。それでは委員の皆様から何かご質問等ありますか。

川路委員、お願いします。

【川路委員】

川路です。よろしくお願いします。

まずこの配慮書の中で気になるのが、説明の最初の方にあった石狩市風力発電ゾーニング計画との照合です。私はゾーニングエリアの策定に関与していないので、わからないのですが、例えば、「鳥類等の保全すべき生息環境」として、環境保全を優先すべきエリアとして指定されているところの内容まではわからないということですか。なぜここが環境保全エリアになっているのか、優先すべきエリアになっているかということまではわからないということでしょうか。これは石狩市との間では全然情報交換をしていないのですか。

【事務局 時崎課長】

どのレイヤーにどのような要素があるのか、というところまでは市から事業者にお示ししてはおりません。

【川路委員】

衛星写真などを見ても、例えば、5ページ辺りの草地のようなところは、スキー場やゴルフ場のようにも見えるエリアですが、これはなんですか。わかりますか。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

東急不動産の豊永からお答えいたします。

航空写真で一見ゴルフ場のように見えるところですが、昔は牧草地、パイロットファームとして草地の計画が立っていたところでして、そういった関係で牧草地となっていたところです。今は牧草地もやめられている方が多くて、ここら一帯は植林をされているという状態で、上から見るとこのようにゴルフ場のように見えるのですが、今は、元々牧草地だったところが植林されているという状況です。

【川路委員】

植林されているのですか。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

すべてではないですが一部されている状況です。

【川路委員】

若齢林と言いますか、赤ん坊のような、植林して間もないという感じなのですか。上から見たら本当に牧草地のように見えます。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

まだ、植林されて間もない部分もあるとお伺いしております。

【東急不動産株式会社 小島氏】

東急不動産の小島です。地元の森林組合様からお話を伺っている中では、植えてもなかなか育たないということで、現地を見る限りでは、やはり若齢林というのでしょうか、小さい木ばかりの状況となっています。

【川路委員】

この環境保全エリアとして指定されたものの中に、こういった色々なモザイク状の環境が含まれているということですね。ですから、ある意味そこで生息する鳥類相というのは、変わってくと思います。ですから、何を以てそこが重要視すべきところとして指定されているのかということが一番重要であって、一体となって赤く塗られている環境保全エリアですが、調べてみると、それほど大した鳥はいなかったので大丈夫などという問題ではないと思いますので、その辺りは方法書以降のお話なるかもしれませんが、どのような配慮をしていくべきか、というものを考えていただければと思います。これはコメント的意見です。

それから、69 ページです。鳥のことばかりで恐縮ですが、そもそも、表 3.1-18(1)「動物相の概要」では、文献が色々と書いてありますが、その中で、鳥類については、「第2回動植物分布調査」、「第3回動植物分布調査」など、環境省の資料を書いていますよね。これについての書き方ですが、「Web-GIS-」の、閲覧が「令和4年7月」と書いてあります。閲覧した日付を見るのは重要ですので、これはわかりますが、「第2回」、「第3回」の調査があたかも令和4年に行われたような錯覚を覚えるので、これは何年度の調査だったのかを書かなければ、おかしくなってしまいます。例えば、すべて最新の情報をここに盛り込んでいるかのように錯覚を覚えます。

それに関して言えば、例えば、鳥類であれば、「第2回」、「第3回」は記載されていますが、「第6回」の調査はご存知ですか。「第2回」の動物分布調査(鳥類)報告書は昭和55年度に出されていて、その20年後の平成12年に「第6回」の調査をしているはずですので、その辺りのデータはおそらく、表に出ているはずで、それから20年後、2016年から2020年まで、5年かけた「全国鳥類繁殖分布調査」という調査がデータとして最近出ましたが、それは2次メッシュで出ています。要するに同じコースを20年ごとにセンサスしていますので、そのデータは環境省のHPからCSVデータでダウンロードできますし、2次メッシュコードを検索すれば、どのような鳥が事業実施想定区域で見られているか、繁殖しているか、2次メッシュレベルで出ていますので、その辺りは、しっかり最新の情報を入れるようにしてください。それによって、内容が変わるといえることがあるかどうか、私はわかりませんが、方法書に向けてそういったことを考慮してもらえればと思います。

それから、73ページの図3.1-17「EADAS センシティビティマップ(注意喚起メッシュ) :

陸地)」は非常に不思議な図ですが、すばっと事業実施想定区域だけ、センシティブマップで抜けているということについて、今のご説明では、「ここは一切センシティブマップの対象になっておりません」というように言われていますが、対象になっていないのではなく、調査がされていないというだけの話なので、表現には気を付けられた方がよいかもしれません。

【松島会長】

ありがとうございます。今のコメントに対して、事業者の方から何か補足することはありますか。

【一般社団法人日本気象協会 小林氏】

ご意見ありがとうございます。最新の情報を踏まえて、方法書以降の記載について検討したいと思います。

【松島会長】

ありがとうございました。ほかには、いかがでしょうか。

長原委員、お願いします。

【長原委員】

長原と申します。少し長くなるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

私は、基本的には風力発電の推進、賛成の立場です。それはあくまでも地球環境の保全を優先するから風力発電が必要だと考えていますが、逆に風力発電を推進することが環境破壊につながるということであれば、これは逆転してしまっていて、私はあまり賛成できません。

風力発電事業は開発事業ですので、非常に大きな環境破壊のリスクも伴います。そこを両立させるにはどうするか、ということから、前期の石狩市環境審議会が2年間、色々な議論を重ね、苦労してこの「風力発電ゾーニング計画書」を作ったのです。本当に色々大変でした。

事業者様にとってみれば、一つの参考資料程度に思っているかもしれませんが、私ども石狩市環境審議会にとっては、非常に重要な計画で、このゾーニング計画書の中にある事項は一字一句順守していただきたいというのが、私たちの思いです。

そのような立場からすると、今回の東急不動産株式会社様の事業計画について、時間もありませんので、一つ一つ細かくは言いませんが、全体としてどうも環境保全というよりは、事業活動優先というイメージを受けてしまいます。事業活動ありきと言いますか。そして、そのためにどうするかというようなイメージです。そこが、どうも違和感がありますので、全体として言えば、やはり立ち止まって再検討が必要ではないかと私は思っています。

そのような立場からいくつか質問させていただきたいのですが、最初に申し上げたとお

り、石狩市の「風力発電ゾーニング計画書」を、どのような立場で受け止めておられるか、その評価をどのように受け止められたのか。中に少し書いてありますが、もう一度、説明をいただきたいということが一つです。

それから、今回の事業計画自体が、ゾーニング計画で言う環境保全エリアに入っています。なぜ、わざわざそこを選定するのでしょうか。ゾーニング計画で環境保全エリアです、事業と環境保全の両立が難しい地域ですと言っているにもかかわらず、なぜここを選定するのか、大変疑問です。

そして、少し言い過ぎかもしれませんが、東急不動産様は不動産会社さんですよ。不動産会社さんが、なぜ風力発電事業で厚田まで来て、事業展開するのか大変不思議ですし、この事業を推進するという点についても、風力発電を造って終わりではありませんよね。当然、長期にわたってメンテナンスが必要ですし、当然地元の理解・協力を得ること、また地元貢献ということをお私たちもお願いしたいと思うわけですが、そのような意味では、事業そのものに長期にわたって責任を持ってもらえるのか。もう少し言えば、風力発電事業に建設含めてノウハウをお持ちなのか。委託、委託となっていくと、結局最終的に無責任な話になります。中には転売になるものもあります。それでは地元としては困ります。そのような点は、どのように考えておられるのか、最後まで責任を持たれる立場で提案されているのかどうか、お答えいただければと思っております。

また、少し具体的な内容で言うと配慮書 194、195 ページを見ると、一番近い一戸の住宅等との離隔距離は 0.4km、1 km 範囲内には 73 戸という表示があります。そして、800m までのラインがないので、その間に何戸あるのかわかりません。

それからゾーニング計画の住宅等との距離は 800m 以上必ず離してくださいということについては、先ほど守れるような発言をされていましたが、どうやって守るのでしょうか。必ず 800m 以上離すという保証があるのかという点について、もう少しご説明をいただきたいと思えます。

特に今、この風力発電の騒音、低周波音の問題が色々な課題になっており、そのような中で、石狩市環境審議会として、ゾーニングの中であえて 800m と設定しておりますので、最低限の基準として守っていただきたいと、申し上げておきたいと思えます。

それから、三つ目になりますか、何本か搬入路が造られています。新しく搬入路を造るに当たって、全体で何 km 程度の開発工事を行うのかということと、その際、配慮書の中で、いわゆる土砂の流出というのでしょうか、「水の濁り」や「土砂の流出」という項目が、今回の環境調査の中に含まれていません。なぜ含まれないのだろうか。

この地域の海側の漁業地域に全部が流出しますので、そのような意味では、この「土砂の流出」、「水の濁り」の対策は絶対にとらなければならないと思います。そのような点で、配慮書の中に当然調査項目として載せられるべきではないかと思えますが、外されているのはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

それから、この地域はご承知のとおり森林があちらこちらに散在している地域です。風車

の建設及び搬入路の拡幅ということで、どの程度の森林の伐採を見込んでおられるのか、その辺りの具体的な事業計画と言いますか、見込みを立てておられるのか、その辺りについてもご説明をいただいております。

最後になりますが、この風力発電が実施できるかどうかという点で、一つは、送電線の接続の問題がありますが、その点は解決済みなのでしょうか。もしそうでないならば、どう解決されようとしているのでしょうか。その点もお聞きしておきたいです。それから、この事業実施想定区域の地権者はきっと何人もいらして、色々なことをそこでなさっていると思いますが、地権者との合意はすでに取りれているのか、どのような話し合いになっているのか。その辺りもご説明いただければ、ありがたいと思います。

そのほかにも、色々細かく気付くことは多くあります。環境配慮書段階だと言われてしまえば、そのとおりですが、環境配慮書段階であっても、ぜひもう少しきめ細やかに検討していただきたいと強く感じております。以上です。

【松島会長】

ありがとうございました。

まずは石狩市が持っているゾーニング計画について環境配慮書の中でも言及されていますが、そもそもこういった位置づけであると認識されているかというご質問でした。その中で特に今回事業実施想定区域に選んだ場所が環境保全エリアに選定されている場所ですので、なぜあえてそこを選んだのか、まずはその辺りからお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【東急不動産株式会社 豊永氏】

ゾーニングエリアの認識につきましては、もちろん環境保全エリアに該当しているということは我々も認識しておりまして、その中でまずはこういった環境配慮項目が引っかけられているのか認識することが大切だと考えており、まだ開示されていないゾーニングの配慮情報もありますが、配慮書についてご審議いただいているこの場や方法書等でその辺りを精査して調査を進めていき、そのうえで判断するものと認識しております。

また、二つ目の環境保全エリアに入っているのにどうしてこの場所を選んだのかというご質問ですが、先ほどお伝えしたとおり、環境保全エリアであることはもちろん認識しておりますが、そのような中で石狩市様の「石狩市地球温暖化対策推進計画」も拝見させていただいており、その中でこの事業実施想定区域に選んだ地域は風力発電のポテンシャルがあるという記載もございまして、その理由だけではありませんが、そういった部分も加味して、ここで事業をできないかと検討を始めたというところでございます。石狩市様の打ち出されている石狩市地球温暖化対策推進計画の中でも、環境影響評価等の手続きを踏みながら、環境保全エリアに関しては精査をしていくというように記載がございますので、それに則って、きちんと影響評価を進めていき、環境影響を評価していきたいと認識しております。

以上です。

【東急不動産株式会社 小島氏】

ゾーニング計画の中でも、環境保全エリアは、決して風力発電機を設置していいエリアではないと認識したうえで、環境の状況をしっかり把握するためにも、今回配慮書をやらせていただき、色々な情報を頂いて、検討させていただければと考えております。

【松島会長】

ありがとうございます。

このあと、先ほどの長原委員からあった具体的なご質問にもお答えいただきたいと思うのですが、今のお話に関連して、長原委員のご指摘にもあった、地元への貢献がどのくらいあるのかということについて、要は、ゾーニング計画で示している、ここに風力発電機を建てることを検討してもいいが、ここには建てない方がいいだろうという考えは、ある意味地元の意見なのです。そこがどれくらい、選定する段階で配慮していただいているのかというところが、大きな出発点だと思いますが、今おっしゃったのは情報が十分ではない場所があるので、そこを精査してから考えたいということだと思います。そうであるなら、配慮書31ページでゼロ・オプション（事業を実施しない案）はないとおっしゃっていますが、もし調べていく中で、やはりここは手を付けられないなということになった場合、当然ゼロ・オプションで考える必要があるのではないかと考えるのですが、そちらはいかがですか。

【東急不動産株式会社 小島氏】

配慮書をやらせていただいて、環境影響を調べていくタイミングですので、当然、ゾーニングに関わらず、色々な状況やご意見を頂戴していくことになると思います。その中で最終的に実施するか、しないかを判断させていただこうと思っています。

【松島会長】

いや、配慮書の中でも、ゼロ・オプションを言い切ってしまうので、事業者ですら事業性を重視することはもちろん理解できますが、そのうえでやはり配慮書とはいえ、ゼロ・オプションをまったく排除するという書かれ方をすると、やはり地元としては、悪い言い方ですが、是が非でも建てられるのではないかと、もし何か見つかったときにも隠されるのではないかと懸念が出てきてしまいます。そのような心配を結構皆様されていますので、その辺りをご配慮いただいた方がいいのではないかと、お話を聞いていて思いました。

では、あと細かい点でいくつかありました長原委員からのご質問で、離隔距離が今は400mと設定されていますが、これは具体的なところで、800mは確保できそうだというお話について、本当にできるのかというご質問でした。

それから、土砂流出に関しては、やはり漁業との関係を見ると、結構注意しなければいけ

ないところだと思いますが、そこがどうして入っていないのかというところです。

あと森林の伐採量について、道路拡幅のために、実際にどれくらい木が切られそうなのか、その辺りのところと、送電線について、本線との接続が今確約されているのか、また地権者との合意の話について、この辺りも今ご説明いただける範囲でご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【東急不動産株式会社 小島氏】

お答えいたします。まず住宅等との離隔距離 800m を確保しますというところについては、しっかりと確保できる計画にさせていただこうと思います。

また、土砂の流出の件については、後ほど日本気象協会の方からお答えさせていただきますが、伐採の話につきましては、まず輸送路につきまして、既存の森林施業をされている通路がありますので、ご相談はまだこれからですが、そこを多少拡幅して利用させていただくことで伐採量を減らしていきたいと思います。

また配置する場所については、地形図はこれから見るという段階ですが、先ほどご覧いただいたとおり、事業実施想定区域は牧草地の跡でして、施業もしていますが、風が強かったり、シカに食べられてしまったりということで、植林がなかなか育たない、進んでいないということです。あまり木が育っていないところをできる限り使わせていただくなど、その辺りの検討もしたいと思います。そのような中で、できるだけ伐採を減らすような計画を立てたいと考えております。

続きまして、送電線の話がありました。こちらについては北海道電力ネットワーク様の方に接続の申し出をして、接続できると回答いただいている状況です。

地権者様との合意が取れているかというお話につきましても、まだ検討が初期の段階で、風車の配置計画が決まっておりませんので、その中で具体的にどの方ということではありませんが、対象になりそうなエリアの地権者様 10 名程度にお声がけをさせていただいて、計画についてご説明をさせていただいております。また、今年度は経産省の陸上風力の FIT 制度の入札に参加しておりまして、その中で地権者様の合意が取れていることが要件になっておりますので、それに必要な、将来的に賃貸や売買する意向があるという書面を一部の方から頂いております。

最後に、土砂の流出と濁りの件につきましては日本気象協会からお願いします。

【一般社団法人日本気象協会 小林氏】

配慮書の 187 ページの最終段落にも記載させていただきましたが、今はまだ配慮書段階ということで、風力発電機の配置も決まっておらず、工事の計画も詳細に決まっていない段階です。配慮書段階では工事の実施に関する項目は選定していませんが、方法書以降に選定する予定でして、ご指摘いただいたとおり、土砂の流出による水の濁りも当然配慮すべき点だと認識していますので、方法書以降は項目として選定し、準備書の段階でそこもしっかり

と予測していきたいと考えております。

【松島会長】

ありがとうございました。ひとまずこれで長原委員よろしいでしょうか。

【長原委員】

少し、よろしいでしょうか。

【松島会長】

どうぞ。

【長原委員】

先ほども質問したつもりですが、風力発電事業は非常に長いスパンの事業ですので、途中でやめられると困ります。最後まで東急不動産様として、この風力発電事業に責任を持てるのか、持っていただけるのか。地元との折衝についてもそうです。今までに色々な事業がありますが、事業をぱっとやって、上手くいかないからやめて、転売されたり、その事業者様がいなくなってしまうたりしたために、最初にしていた色々なお約束やお話が、次の事業者様では知らない、聞いてない、そんなことは何も書いていないなど、引き継がれない傾向があります。

したがって、最初から最後まで東急不動産様が全部してくれるのですか。そのノウハウをお持ちなのですか。あえて言えば、会社として、全国でほかにもこのような事業展開をされているのだろうかという疑問もあります。少し言い過ぎかもしれませんが、地域としてはそのようなことは大変気になりますので、この際教えていただきたいと思います。

【松島会長】

とりあえず、一旦、今の点についてご確認してもよろしいですか。

【長原委員】

はい。

【松島会長】

お願いします。

【東急不動産株式会社 小島氏】

色々ご心配をおかけして申し訳ございません。東急不動産株式会社は不動産会社ですが、元々戦後の住宅不足の課題に対応するためにできた会社です。その中でまちづくりに携

わってきている会社ですので、そのような意味で、風力発電というと、全然違う畑に見える
とよく言われますが、地域に入って、自治体の方々、地権者の方々、地元の方々とお話をし
て、一緒にまちづくりをしてきたノウハウがありますので、やり方としてはまさにまちづく
りと同じことが、この再エネにも言えるだろうと考えており、我々が既存で持っているノウ
ハウで開発できる事業だという認識で、この事業に携わるようになってきたということだ
す。

実際に今、太陽光を含めて 80 数施設、容量で言うと全体で 1,300MW くらい関与している
発電所がありますので、それなりの容量の規模の運営をしてきている会社です。陸上風車に
つきましても、計画中的のものもありますが、10 施設に関与し、すでに 4 施設は稼働して
おり、その中でノウハウを蓄積してきておりますので、その辺りについては、ご安心いただ
ければと思います。

また、2030 年の長期ビジョン、またその先も、ホームページで公表しておりますので、
お時間があればご覧いただきたいと思いますが、その中で、東急不動産株式会社は、今まで
まちづくりをしてきた会社ですので、「賃貸業」、「投資の開発事業」、「住宅事業」、「リゾ
ート事業」とやってきましたが、それに次ぐ柱として、環境に関する、この「再エネの事業」
に取り組んでいこうと掲げておりますので、将来的に造って売却しておしまいでなく、ず
っと保有し続ける前提の計画を立てております。その中で、一定の投資も割り当てて、柱
として育てていこうということから、積極的に会社として取り組む事業と位置付けておりま
すので、その辺りは責任を持って将来に渡って取り組んでいくものと、ご理解いただければ
と思います。

【松島会長】

ありがとうございます。ちなみに関連する質問の中であった、地元への貢献という点につ
いては、こういったことをお考えですか。

【東急不動産株式会社 小島氏】

我々は、環境配慮と経済を融合して、そこにチャレンジしていこうと取り組んでおります
ので、単純に再エネを創ればいいということではなく、その事業をとおして、地元の方々
と一緒に協議をさせていただいて、事業の中で何か地元にお返しできるものを一緒に考えて
作っていただければと思っております。具体的な内容までできておりませんが、地域ごとに地元
の要望は異なりますので、色々とやり取りをさせていただいて、形作っていただければと思
います。

なかなか具体的にお示しできませんが、弊社としましては、ほかの地域でも同じような事
業をしてきており、一部実績も出てきておりますので、そのところをご覧いただければと思
います。

【松島会長】

ありがとうございました。一旦ここで、ほかの方の質問を伺いたいと思います。
では、石岡委員お願いします。

【石岡委員】

この配慮書を読んだときに、私も長原委員と同じく、自然環境を保全する立場からは見ていないなと思いました。長原委員は推進の立場ですが、私は石狩の自然を見てきて、このような開発はやはり破壊の方が大きいような気がしているため、反対する立場です。

先ほど長原委員からもありましたが、風力発電ゾーニング計画をどのように受け止めたかということが、私も疑問でして、私の場合は、例えば、住宅等からの離隔距離について、ゾーニング計画書では 800m と書いていますが、配慮書の 11 ページの下に記載されている資料、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(資料編)」を見ると 400m と書かれています。配慮書段階でどちらを選んでいるかということ、400m の方を選んでいきます。これから方法書や準備書で変えていくと言っても、縦覧している今回の配慮書では 400m を選んで住民に出しているということですよ。私もゾーニングに関わってましたので、このような扱いなのかと、非常に残念に感じています。

そして、21 ページから 23 ページのゾーニングのエリアに関してですが、21 ページの二段落目の最後に、「導入可能エリア」は設定されていない」という表現があります。これがどうもわからなくて、次の 23 ページの凡例を見ると、やはり凡例にも「導入可能エリア」は入っていません。

ゾーニング計画書では、ゾーニングマップと併せて面積が数値で記載されています。その結果、導入可能エリアは「0.0 km²」となっています。つまり、導入可能エリアは 0 と設定したということです。ですからこの配慮書 21 ページの「導入可能エリア」は設定されていない」という表現、それから凡例に「導入可能エリア」が入っていないのは、これは少し違うのではないですか。

また、直接は関係ありませんが、少し離れた安瀬の辺りから山岳地帯になるのですが、そこに暑寒別天売焼尻国定公園の一部があります。私が見逃している可能性もありますが、この配慮書のどこかに国定公園について記載されていますか。

厚田に国定公園があるということは、大事なことではないかと私は思っています。ですので、例えば、生態系のところで、235 ページに「重要な自然環境のまとまりの場の状況」が掲載されていますが、右下に「石狩市企画経済部へのヒアリング」と書かれています。このような環境や生態系のことを、なぜ石狩市の企画経済部にヒアリングしたのかという疑問です。ほかのページに記載されているヒアリング状況を見ると、例えば、214 ページのコウモリは大学の講師の先生、215 ページの鳥類は大学の准教授、それから 231 ページの植物は研究所の職員など、納得はいきますが、なぜ生態系のところは専門家のヒアリングがないのか、疑問です。

それからもう一つ、先行利用者について、私は最近知ったのですが、この事業実施想定区域の左側の道路の近く、望来豚の牧場の近くに小型飛行機を利用している方がいらっしゃいます。ご存知ですか。格納する倉庫も持っていらして、離着陸のための空中部分を含めた滑走地をお借りしているようです。この事業実施想定区域の近くと言いますか、少し離れているのかもしれませんが、この近辺の上空を飛んで利用している方がいらっしゃいます。

私はこのことをこの配慮書のどこに入れるのかわかりませんが、入れるとしたら、「人と自然との触れ合いの活動の場」となるのか。それとも、これは大勢の人が自然と触れ合っている場所が対象となるのか、そういったこともきちんと調べてもらいたいと思っています。

それから、先ほど長原委員がおっしゃった、ほかにも国内で事業実績があるのかというお話についてです。私は銭函風力発電の事業者はずっと日本風力開発だと聞いていましたが、今年の夏前くらいに、リエネ（ReENE）銭函風力発電所になったことと、このリエネが東急不動産株式会社様だということを知りました。ですから、このような場でお話されるときに、YouTube を見る範囲では、開発から携わっているというようなインタビューなどありましたので、銭函風力発電所について出るかと思っていました。銭函風力発電所がリエネになったのはいつなのか、いつから関わってきたのかということをお聞きしたいです。

私は住んでいるわけではありませんが、やはりこの厚田という地域は、農業、漁業をされている方がいて、後継者がいない方もいる中で、どんどん高齢化していき、非常にぎりぎりのところでやっっている方がいますが、私はそこに住んでいる方がどのような判断をされようとも、風車は建てないでほしいと思っています。よろしくお願いします。

【松島会長】

質問項目が、「導入可能エリア」が設定されていないという扱でいいのかということと、国立公園区域が近隣にあるが、どう考慮に入っているのかというご質問でした。

それから、重要な生態系に関して、ヒアリングを企画経済部に行っているのはどうしてか。また、小型飛行機を利用している方が近隣にいらっしゃるが、そういった利用を知っているか、また配慮書のどの辺りに位置づけられるのか。

そして最後に、銭函風力発電所の主体事業者が東急不動産株式会社様に替わったのはいつ頃なのか。これも、先ほどの長原委員の話とも関わってくると思いますが、こういった形で、違う会社がやっていたはずの事業が、別の会社になっていたというような、事業形態が替わってしまうことを地元では危惧されているというお話だと思います。よろしくお願いします。

【東急不動産株式会社 小島氏】

最後のご質問については東急不動産からご説明しますが、その手前のお話については、日本気象協会の方からお答えします。

【一般財団法人日本気象協会 小林氏】

まず国定公園に関しましては、例えば、25 ページで示している図郭のように、事業実施想定区域及びその周囲の範囲内でしか取りまとめておりませんので、石狩市内に国定公園があるというような記載はしていませんが、ご意見を踏まえて、方法書以降はそういった記載を追加することも検討させていただきます。

それから、生態系のところでヒアリングを企画経済部に行った点について、これは生態系の情報についてのヒアリングを行なったというより、保安林の位置について企画経済部さんが把握されているとお聞きしましたので、その位置をヒアリングしたという形です。

そして導入可能エリアの表現ですが、現時点で「導入可能エリア」は設定されていない」という表記にしていますが、0.0ha 設定されているということですので、ご指摘を踏まえて、方法書以降、こちらの記載も修正を検討したいと思います。ありがとうございます。

【松島会長】

もう一つ、小型飛行機を利用されている方がいる点について、そういった利用というのは、配慮書のどの辺りに入ってきますか。

【東急不動産株式会社 小島氏】

現地を拝見する限りでは、お話いただいたように望来豚の牧場のそばにそういったものがありそうだということは認識しております。ただ、お話しいただいたように牧草地を利用して飛行しているところまでは認識できておりませんでした。直接まだお話し伺えておりませんので、その辺りをしっかり確認させていただいて、それを踏まえたうえで、計画を検討したいと思います。

【松島会長】

ありがとうございます。

【東急不動産株式会社 小島氏】

最後のリエネ銭函風力発電所の件ですが、こちらにつきましては運転開始が2020年2月となっており、すでに2年半稼働しております。弊社が携わるようになったタイミングとしては、先ほどお話にありましたように、日本風力開発株式会社様がずっと開発のフェーズを担ってきた中で、最終的に持ち分を我々の方で購入しております。その詳細な時期につきましては、お伝え出来ませんが、弊社の方で携わり始めたところで言いますと2017年くらいから少しずつ介入し始めて、最終的な決裁や買収のタイミングはお伝え出来ませんが、その辺りから少しずつやり取りをさせていただいて、最後の建設の最終フェーズくらいから具体的に一緒にやって造っていったというように認識しております。

曖昧な部分があるかもしれませんが以上です。

【松島会長】

ありがとうございます。

【石岡委員】

この環境審議会で銭函風力発電所については審議も重ねてきたのではないかと私は思っていますが、事後報告書というのは、確約してもらえるのですか。

【松島会長】

それは、銭函風力発電所の事後報告書ですか。

【石岡委員】

そうです。もう稼働して2年以上経っていますよね。そうすると、大体1年くらい調査することになっていて、そのあと報告書が作られるという流れだと思いますが、どうなっているのだろうかと思っていましたので、お聞きしました。

【松島会長】

それは、別の案件だと思いますが、もしお答えできるのであれば、お願いします。

【東急不動産株式会社 小島氏】

あの案件はSPC(特別目的会社)の方で保有している形をとっておりますので、我々東急不動産株式会社の立場でいうと、投資家の立場なのですが、私が今、関与している案件ではございませんので、詳細についてはわかりかねます。申し訳ございません。

【松島会長】

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。芥川委員、お願いします。

【芥川副会長】

芥川です。私は去年この環境審議会の委員に就任したのですが、ゾーニングの件につきましては、それより前の案件で、色々な議論を重ねてまずはゾーニングを決定されて、市も努力されて伺っていますので、それを最大限尊重していただきたいというのが一つの意見です。

それとは別に117ページの「生態系の概要」で、「文献その他の資料」からここの生態系として示されている図3-1.30「食物連鎖模式図」について、例えば、カマキリが入っているところですが、何となく少し違うのではないかという印象を持っています。こちらについても、もう一度精査していただいた方がいいのではないかと思います。

それから、250ページの総合的な評価の表4.4-1「重大な環境影響が考えられる項目につ

いての評価結果」のうち、動物の「重要な種」の10行目くらいから、「しかしながら、動物の注目すべき生息地が存在しない地域に事業実施想定区域を設定していることから、重大な影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されていると評価する。」と書かれていますが、先ほど川路委員からもありましたように、生息とは、この地域に営巣していることを指すのか。おそらく、飛来はすると思いますので、そのようなところをどのように考慮しているのか。ここまで配慮が必要ないと書けるほどの根拠はないのではないかと思います。この辺りの調査の内容や評価の仕方はどのような感じでされていたのかお聞きしたいです。

【松島会長】

今の件に関して、いかがでしょうか。

【一般社団法人日本気象協会 鎌田氏】

生態系の模式図についてはもう少し精査して、方法書で改めてお示ししたいと思います。

また、もう一つご質問いただきました、「注目すべき生息地」につきましては、配慮書95ページの「注目すべき生息種の選定基準」として書かせていただいている基準を基に事業実施想定区域とその周囲が、このような選定理由に当てはまるかというところで予測評価しておりまして、この図郭内にはそういったところが当てはまらないということで、注目すべき生息地が存在しない地域という記載となっております。

以上です。

【松島会長】

よろしいでしょうか。

【芥川副会長】

事業実施想定区域が「注目すべき生息地」に指定されていないということは、「重大な影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されている」ということとイコールだということですね。そのような文章なんですよね。

【一般社団法人日本気象協会 鎌田氏】

そうですね、あくまでも、この文献上ではそのような地域に指定されていないことから、そういった地域に事業実施想定区域を設定することで、「実行可能な範囲内で回避又は低減されていると評価する。」という記載とさせていただいております。ただ、この辺りもあくまでも文献上の情報ですので、実際の今後の手続きにおいて、しっかり現地調査しながら実際の状況を把握していきたいと考えております。

【芥川副会長】

わかりました。

【石岡委員】

石狩市のゾーニング計画書の資料編に非常に詳しい鳥類のリストなどが載っています。そういったものをきちんと見ていないのだろうなと悲しく思います。十分に見てください。

また、この地域ではないにしても、この近辺のほかの風力発電所のアセス書に営巣木の情報なども書いてあるので、ゾーニング計画書の資料編の情報と併せて、本当にきちんと精査してほしいと思います。

【松島会長】

今のお話は、おそらく、配慮するということところで、今の芥川委員のご質問とも重なりますが、結局まだ情報がない、あるいは不十分なために保護区に指定されていないようなところも、この地域は結構あるので、その辺りを注意して調査していただきたいと思います。保護区に指定されていないからここは重要ではないというものではないのだという認識でいていただきたい、ということだと思います。

【一般社団法人日本気象協会 鎌田氏】

我々もその認識であります。ちなみにですが、今おっしゃっていただいた、ゾーニング計画書の資料編については、目を通させていただいており、公開されている部分は確認させていただいております。なお、69 ページの一番下になりますが、「風力発電ゾーニング計画書資料編」ということで、全部で 84 種の鳥類を確認種リストとして取り込みをさせていただいております。

【松島会長】

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。沖田委員どうぞ。

【沖田委員】

沖田です。単純な質問ですが、環境保全が必要な場所にそういった風車を建てて電気を起こす。その電気は具体的に、だれがどのように使うかわかっていることなのか、教えていただきたいということと、先ほどの地元への貢献について、考えてされているとのことですが、そうした貢献を具体的にあとから示していただきたいです。

また、194 ページの住宅等の位置図の「事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）」となっている斜線のところはトラックなどの通り道なのでしょう。わかりませんが、そういったところと住宅等が重なっているところもありますし、完成後にその人たちは風力発

電のプロペラをずっと見ることになります。今まで風車がない中で生活してきた人の中には耐えがたいと感じる人もかなりいると思います。もし私がこの地域に住んでいたら、貢献がまったくないということは耐えられません。そのところを、きちんとしていただきたいと思います。

【松島会長】

よろしくをお願いします。

【東急不動産株式会社 小島氏】

電気の使用先、需要先につきましては、現時点では決まっておりません。石狩市の方で再エネの取組を色々されておりますので、その中で、地元で使っていただくという選択肢も踏まえて、検討していきたいと思っております。

また、地域貢献について、あとから示してほしいというところも、しっかりと、どんなことができるか、これから考えていくところですので、その辺り、わかりやすい形でお伝えできるようにしたいと思います。

【松島会長】

ありがとうございました。

それでは他の議案もありますので、そろそろこちらの方は終了したいと思います。

【長原委員】

よろしいですか。

【松島会長】

では最後に、長原委員どうぞ。

【長原委員】

ここまでお聞きしましたが、全体に荒いです。今まで私どもも、色々な配慮書を見せていただいて、ご報告や説明をお聞きしましたが、その中で今回が一番荒いです。説得したいというのであれば、説得力のあるものをきちんと作っていただきたいと思います。

最初に申しあげましたように、私はこの事業全体として、再検討が必要だと思えます。立ち止まって考えてほしいということは再度申しあげておきたいと思えます。以上です。

【松島会長】

ありがとうございました。それでは、議題1については終了させていただきたいと思えます。関係説明員の事業者の皆様ありがとうございました。退席いただいて結構です。

【事業者一同】

ありがとうございました。

(事業者退席)

【松島会長】

次に議題2「石狩市公害防止条例施行規則の改正について」諮問をお願いいたします。

【事務局 松儀部長】

石狩市公害防止条例施行規則の改正について。石狩市公害防止条例施行規則を改正するに当たり、石狩市環境基本条例第11条第2項の規定に基づき、諮問します。

(諮問書の手交)

よろしく申し上げます。

【松島会長】

それでは、審議に移ります。初めに事務局の方から説明をお願いします。

【説明員 工藤主査】

それでは、議題2「石狩市公害防止条例施行規則の改正」について説明させていただきます。まず本日の資料の確認です。事前に3点送付してございます。

3点を1部にまとめておりますが、最初にA4判で「石狩市公害防止条例施行規則の改正について」と題した2枚。次に同じくA4判で1枚ものの、横浜市のホームページ記事の「重油以外の燃料の重油の量への換算方法」。最後に、環境省が地方自治体宛に発出した「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」と題した3枚となっております。

それでは、最初の資料「石狩市公害防止条例施行規則の改正について」にしたがって説明します。1枚目の上段、「1 改正の要旨」にございますように、今回「石狩市公害防止条例施行規則」改正を諮問することとなりましたのは、国が大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令を本年10月1日から施行したことによります。

施行規則の改正内容ですが、下段の「2 改正内容【改正案】」にありますように、別表第1(第4条及び第9条関係)の第1欄「特定施設」のうち第2欄第1項第1号規定の「ボイラー」の規模要件について、電熱面積を削除して、「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満」に改めようとするものでございます。

この数値基準の根拠は、資料2枚目の中ほどの「(2)根拠」にございますように、現在当市のボイラーの規模要件は、大気汚染防止法施行令の改正前の規模要件の2分の1とされていることから、施行令の改正後も引き続き、2分の1の規模を対象とするのが妥当と判断

してございます。

最後に、重油以外の燃料を使用するボイラーの取扱いについてですが、配付しました2つ目の資料、横浜市のホームページの「重油以外の燃料の重油の量への換算方法」の「備考1」にございます同市の取扱いに倣う予定としております。

私からは以上です。

【松島会長】

ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご質問等ございますか。

芥川委員お願いします。

【芥川副会長】

大気汚染防止法の関係ですね。法律が変わった段階で改正されるのはいいのですが、1枚目に書いてあるバイオマス燃料とした場合など、固形燃料の換算式はどのような形になりますか。

【説明員 工藤主査】

バイオマス等の固形燃料につきましては、横浜市の換算方法を参考にして対応することを基本にさせていただきます。

【芥川副会長】

そうすると、エネルギー換算では、固形燃料の場合はこう、ガスの場合はこうと書かれるというイメージでよろしいですか。

【説明員 工藤主査】

具体的な換算方法を規則に書き込むかどうかにつきましては、今回の審議会の意見を踏まえて、改めて精査して考えたいと思います。

【芥川副会長】

規則に入れてほしいというわけではなくて、そのような色々な燃料がありますので、それらを届け出できるように、換算できる形を、整えていただきたいということだけですので、お願いします。

【説明員 工藤主査】

はい、わかりました。

【松島会長】

ありがとうございます。どういう式を使ったかということは重要ですね。

【芥川副会長】

とっさに出てこなくて申し訳ないのですが、バイオマスなどの固形燃料の場合は、この数値をかけるという式がありますので、一般的な式を使って、「25 リットル以上 50 リットル未満」だとバイオマスの方も小さい施設が入ってくる可能性も出てきますから、その辺りを環境課の方で整理していただければと思います。これまでの伝熱面積については確かに少しわかりにくかった部分がありますね。

【松島会長】

ありがとうございました。

ほかにご意見いかがでしょうか。黄委員お願いします。

【黄委員】

改正前のボイラーの規模要件を2分の1規模と決めているから、今回も2分の1ということですが、これはエネルギー的な観点で2分の1と考えて、換算されたということですか。ここがなぜ2分の1規模なのか、よくわかりませんでした。

【説明員 工藤主査】

現行の規制基準におきましては、国の規制基準の下限の2分の1までを市の規制としておりまして、それをそのまま引き続き、改正後も2分の1規模まで範囲を下げて規制するのが、妥当ではないかと考えていたところでございます。

【黄委員】

例えば、2枚目の下の表を見ると、今までは対象になっていた、A重油を使っている「15以上 25L未満」の「燃焼能力ごとの届出施設数」にある1か所は対象から外れることになるんですね。

【説明員 工藤主査】

もし仮に、「25 リットル以上 50 リットル未満」という新基準にするとすれば、そこから外れる施設につきましては、基準から外れますので、外れるということになります。

【黄委員】

この外れてしまう施設がどういった施設なのかわかりませんが、本当に外れてしまってもいいのかという懸念とありますが、今まで2分の1だからそのまま2分の1ということが

本当に妥当かどうか疑問でした。

札幌市では、「15以上25L未満」であれば、対象になっていたりします。市の状況によって違うと思いますが、それがなぜ、市によって違うのか、根拠が正直よくわかりませんでした。

それから、この外れる施設について、もし差し支えなければ、どういった施設か知りたいのですが、いかがでしょうか。

【説明員 工藤主査】

外れる、と言いますと、新しい基準に移行した場合に外れる施設ですか。

【黄委員】

そうですね、どういった施設なのかということが少し気になりました。これは、公表する必要はないとは思いますが、計算基準が、何を根拠にしているかわからなかったので、お聞きできればと思いました。

【説明員 工藤主査】

新しい基準をどこに設定するかについて、まず市の規則は、国の大気汚染防止法施行例の網にかからない、より小規模な施設を対象に規制基準を設けておりますので、国の下限からどこまで下げるかという考えになると思いますが、規則を改正するに当たり、ボイラーの規模要件の基準について、どこに線を引くかという問題に対して、改正前と引き続き同じ考え方とするのが、一番混乱が少なく済むのではないかと考えましたが、今回ご意見を頂戴いたしましたので、どこに線を引くかについては改めて精査して考えたいと思います。

【松島会長】

ありがとうございます。基準となるところについて、これまでそうだったから、という考えもわからないでもないのですが、説明をきちんとできるような基準があてられる必要があるのではないかとご指摘だったと思います。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、こちらについては、今挙げたご意見がありますので、もう一度ご検討いただいて、再度審議させていただくということで、継続審議とさせていただきます。ありがとうございました。

これで議題2について終了いたします。ここで5分間の休憩をはさみます。

(休憩)

続いて、「その他」の議題になります。本日机上に配付されております資料について説明

があるとのこと。資料1について、事務局の方からご説明をお願いします。

【事務局 加藤主査】

それでは資料1「石狩市：「再エネ地産地活・脱炭素で地域をリデザイン」」の説明をさせていただきます。

はじめに、国では、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、地域脱炭素の先進的な取り組みを行う地域として、「脱炭素先行地域」を全国で100か所以上選定することとしております。この脱炭素先行地域とは、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロの実現に取り組む地域のことを言いますが、今年4月に第1回目の脱炭素先行地域として本市が選定されましたので、この場にてご報告いたします。

資料1をご覧ください。本市が選定された計画内容は、大きく分けて、2つのプロジェクトがございます。

1つ目は、石狩湾新港地域内において、地域の再エネを100%活用して事業活動を行う「REゾーン」を設定し、エネルギーの「地産地活」を図ることで、地域脱炭素と産業集積の両立を目指すもの。

2つ目は、石狩市役所及び周辺の公共施設群、具体的に言いますと、「市民図書館」、「学校給食センター」、「総合保健福祉センターりんくる」、「こども未来館あいぼーと」、そして「市役所」となります。この5施設に対し、太陽光発電等の再エネの最大限導入、そして施設間のマイクログリッドを構築し、5施設間の電力融通を図ります。それでも足りない電力については、地域の再エネを活用することで、この5施設の脱炭素化、加えて、この5施設は、災害時において、避難所施設などに指定されていることから、レジリエンスの強化を図る計画となっています。

今年4月にこの先行地域として選定され、これから具体的に事業を進めて参りますが、着実にこの計画を達成することが市として大きな目標であります。また、同時に地域全体に「脱炭素」という機運を高めながら、脱炭素先行地域以外の取組も進め、「2050年ゼロカーボン」を目指して参ります。

私からは以上です。

【松島会長】

ご説明ありがとうございました。本件について、何かご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは資料1については、ただ今のご報告で説明終了とさせていただきます。続いて、資料2についてご説明をお願いします。

【説明員 佐々木次長】

企画経済部次長の佐々木と申します。よろしくお願い致します。

お手元に「令和4年度再エネ海域利用法に基づく有望な区域等の整理結果等について」と記載された資料を配付させていただきました。これに基づいて、ご説明させていただきます。

表紙をめくっていただいて、1ページ目は3月開催の環境審議会でお示しさせていただいたものと基本的に同じもので、「港湾区域内」と「一般海域」における風力発電事業のルールの違いについてお示ししたものです。

改めて簡単にご説明いたしますと、「港湾区域内」で洋上風力発電事業を行う場合につきましては、「港湾法」の規定に基づいて行われることとなっており、現在、石狩湾新港の港湾区域内では、グリーンパワーインベストメント社を親会社とする事業者が、来年(2023年)冬の商用運転開始に向けて工事を進めているという状況です。

一方、港湾区域以外の、いわゆる「一般海域」において洋上風力発電事業を行う場合につきましては、「再エネ海域利用法」の規定に基づいて行われることとなっており、国内におきましては本年9月の段階で24海域が手挙げを行っている状況にあり、そのうち8つの海域が促進区域に指定されているという状況です。

次のページをご覧ください。こちらは「再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ」をお示ししたものです。国内各地におきまして、洋上風力発電事業の案件形成の動きがある中で、国は都道府県から情報提供を受けた区域につきましては、基本的に薄緑色の「一定の準備段階に進んでいる区域」とします。その後、左下の枠内の「有望な区域の要件」(1)から(3)までを満たした海域につきましては、オレンジ色の「有望な区域」に選定され、さらに経産省、国交省、都道府県等で構成される協議会、利害関係者等々で構成される協議会での議論などを踏まえまして、右下の枠内の「促進区域の要件」(1)から(6)までを満たした海域につきましては、赤い色の「促進区域」に指定されるという流れになります。

その後につきましては、事業者の公募、あるいは公募で決まった事業者に対する国交大臣からの区域占用許可、これは最大で30年間の許可が与えられるとともに、経産大臣から再エネ特措法の認定が受けられるという形となっております。

次のページをご覧ください。こちらは本年9月30日現在における国内の「促進区域」、「有望な区域」等の指定・整理状況を一覧で示しているものです。

再エネ海域利用法が施行されてからこれまで、国から都道府県に対し4回の情報提供の依頼があり、先ほど申し上げましたが、道県から24の海域について情報提供がなされているという状況です。このうち赤色の「長崎県五島市沖(浮体)」から「秋田県八峰町・能代市沖」までが、昨年の段階で促進区域の指定を受けており、このうちからこの海域につきましては、すでに発電事業を行う事業者が選定されています。

加えて、今年度新たに「長崎県西海市江島沖」と「秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖」、「新潟県村上市・胎内市沖」が、「有望な区域」から次のステップでございます「促進区

域」として、指定を受けたということから、今後「秋田県八峰町・能代市沖」と併せて、事業者の公募が行われるという予定となっております。

続きまして、オレンジ色の「青森県沖日本海（北側）」から「千葉県いすみ市沖」までが昨年に引き続き「有望な区域」となっており、今年度新たに「千葉県九十九里沖」が選定されました。

次に薄緑色の道内で手挙げしている「北海道檜山沖」から「北海道石狩市沖」までの5海域に、今年新たに情報提供がなされた「^{②④}富山県東部沖（着床・浮体）」を含めた11海域につきましては、「一定の準備段階に進んでいる区域」と整理されたということでございます。

次のページをご覧ください。最後に環境影響評価法と再エネ海域利用法との関係についてご説明申し上げます。こちらの資料は環境省で作成され、「山形県遊佐町沖」の法定協議会において示されたものに、多少手を加えたものです。

枠の中を読ませていただきますと、一つ目「再エネ海域利用法は、国（経済産業省、国土交通省）が、領海内において、洋上風力発電事業が実施可能な促進区域を指定し、公募による事業者を選定、長期占用（30年）を可能とする制度」です。二つ目、「促進区域指定に当たっては、関係者による地域協議会（法定協議会と読み替えられますが）に置いて合意形成が図られている。」ものとなっております。三つ目、「再エネ海域利用法と環境影響評価法は独立しており、従来からの環境アセスメント制度が並行して適応される。選定された事業者は、別途、法（環境影響評価法）に基づく環境アセスメントを実施する必要がある。」とされています。

この環境影響評価法の手続きと再エネ海域利用法のスケジュールを重ねたものが、下の図になりますが、左側から見ていきますと、「案件形成」に当たっては、「国による既知情報の収集」、都道府県から見れば、情報提供ですが、これを行い、「有望な区域を選定」、し、「協議会における合意調整」がなされると「促進区域の指定」という流れになります。石狩市沖につきましては先ほどご説明したとおり、この図ではまだ と の間にあるという状況でございます。

その後、国によって事業者の「公募受付開始」となり、「公募受付期限」で公募が締め切られ、有識者会議等での議論を踏まえて、「事業者選定」で1社が選定され、選定された事業者が赤枠の「環境アセスメント手続き」を実施するという流れになります。

しかしながら、実際には、下の方にある赤字の注意書きのとおり、は事業者が選定される前から、初期段階の環境アセスメント手続き、平たく申せば配慮書段階の手続きを開始する事業者が増加しているという実態がございまして、石狩市沖につきましても、8つの事業者が、すでに配慮書段階の環境アセスメント手続きに着手していることは、皆様ご承知かと思えます。

「環境アセスメント手続き」と並行して、「FIT認定」、以降「工事計画届出」、「促進区域内海域の占用許可」等々で「運転開始」に至るわけではございますが、いずれに

いたしましても、仮に今後「有望な区域」となり、法定協議会での議論がまとまって、「促進区域」に指定され、公募による事業者が決定したとしても、それまでに、今から三年程度はかかるところでございまして、その後アセス手続きに4年から6年かかることを考慮しますと、実際に風車がまわりだすのは今から早くても10年近く先になるということです。

非常に雑駁ではございますが、本日、私からご用意させていただいた資料の説明につきまして以上となります。ありがとうございました。

【松島会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは本件につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

【石岡委員】

質問ではありませんが、資料を当日配付されると、初見ではすぐに理解できませんので、よろしければ、ほかの資料と一緒に、1週間くらい前に届くようにしてください。

できるだけ資料は前もって送っていただかないと、当日に出されてもよくわかりません。

【松島会長】

ありがとうございます。準備は大変だと思いますが、なるべく早めに頂けると皆様目をおせるということです。

こちらにつきましては、前回から出ている資料でして、つまるところ、石狩市は、今回は特に進展がなかったということのご報告でした。具体的に何かネックになるようなものがあったのでしょうか。ほかの海域と比べて、例えば、千葉県の大九郎は進んでいますが、どうなのでしょう。

【説明員 佐々木次長】

やはり北海道5海域すべてに該当するのが、系統連系の問題です。連系線が細いので発電された電気を送ることができない。このような系統に係る問題につきましては、ずっと前から付いている問題でございます。

それから、もう一点が利害関係者の特定と調整ということで、海域を利用されている、平たく言えば漁業者様が、まだ特定に至っていないなど、そのようなことがネックになっていて、協議会の設立に至っていないことから、「有望な区域」となる条件を満たしていないという状況でございます。

【松島会長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そうしましたら、こちらで資料2についても終了させていただきたいと思います。ありが

とうございました。

本日予定しておりました議題は以上となります。何か全体を通して、ご意見、ご質問はございますか。

それでは大分時間を超過してしまいましたが、これで議事は終了させていただきたいと思えます。最後に事務局の方からお願いします。

【事務局 時崎課長】

皆様長時間にわたりありがとうございました。事務局から事務連絡させていただきます。審議会議事録についての確認でございます。

記録方法は「全文記録」、確認方法は「会長、副会長の2名で確認」とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

【松島会長】

本日は長時間にわたりお疲れ様でした。以上を持ちまして、令和4年度第1回石狩市環境審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

【一同】

ありがとうございました。

令和4年12月6日 議事録確認

石狩市環境審議会

会長

松島 肇

令和4年12月2日 議事録確認

石狩市環境審議会

副会長

芥川 智子